

総管第 232 号

令和 3 年 4 月 19 日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 様

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 渡邊 大樹

(公印省略)

高速道路のご利用に関するご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より高速道路をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当機構は、全国の高速道路の道路管理者として、高速道路会社とともに管理を行い、また、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、高速道路に関する公的権限の行使を行っております。

さて、高速道路を走行する車両は、一般の道路を走行する際と同様に、「道路法」及び「車両制限令」等の関係法令により、積み荷を含む車両の幅・重量・高さ・長さ及び最小回転半径の最高限度が定められております。その限度値を超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行する場合は、道路法第47条の2の規定に基づき、道路管理者に申請し通行許可を得る必要があります。道路管理者は特殊車両通行許可手続き及び道路での指導・取締りを実施しているところでございます。

しかしながら、許可値超過や無許可といった違反車両の走行は後を絶たず、これらの車両が橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼしたり、時には長時間の通行止めを伴う重大事故を引き起こしたりなど、社会経済に多大な影響を与えております。

当機構においても、国土交通省や高速道路会社、トラック運送事業者団体と協力し、高速道路における指導・取締りや周知等の取組みを行っておりますが、違反車両撲滅のためには、トラック運送等をご依頼される皆様による、より一層のご理解とご協力を得ることが必要だと考えております。

そのためこの度、さらなる周知のために道路管理者である国土交通省、高速道路6会社（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）と、トラック運送事業者団体である全日本トラック協会及び日本貨物運送協同組合連合会との連名でポスター及びリーフレットを制作しました。上記のような状況をご賢察いただき、貴会傘下団体又は事業者の皆様へのご伝達や Web サイト、機関誌などへの掲載など、特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

敬具

【問合せ先】

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

総務部 管理課 野口、内田、西村

TEL 045-228-5962